

能登半島地震支援融資信用保証料助成制度のご案内

本市では、令和6年能登半島地震の影響を受けた中小企業者を支援するため、金沢市中小企業振興特別資金（能登半島地震支援分）の借り入れにかかる信用保証料を助成します。

<制度概要>

助成対象者	<p>中小企業振興特別資金（能登半島地震支援分）の融資を受け、信用保証協会の信用保証料を納付した中小企業者及び組合</p> <p>※現行の信用保証料助成制度の対象資金に当該資金を追加</p> <p>（参考）既存の対象資金</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中小企業振興特別資金（物価高騰緊急対策分）・ 緊急経営安定特別資金（能登半島地震支援分、原油価格高騰対策分）
助成経費	令和7年4月1日～令和8年3月31日までの期間に実行された上記融資に係る信用保証料
補助率及び助成限度額	助成限度額400千円（万円未満切り捨て） ※ 中小企業振興特別資金（能登半島地震支援分） の資金使途に、 借換は含まない。
申込先	金沢市経済局産業政策課
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・ 交付申請書・ 請求書・ 信用保証料計算書又は信用保証書の写し・ 融資等実行証明書・ 本市が発行する納税証明書（法人の場合：法人市民税、個人事業主の場合：市民税・県民税）
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 助成対象以外の制度融資に係る信用保証料は対象となりません。・ 上記の資金別に借り入れがある場合は、1資金につき、それぞれ助成金の申請が可能です。・ 繰上償還により信用保証料が還付となる場合は、助成金の返還手続きが必要となるため、その場合は市へ必ずご連絡ください。・ 保証の付保等については、石川県信用保証協会の定めのとおりとします。

<お問い合わせ>

金沢市経済局 産業政策課

TEL : 076-220-2204 E-mail : sansei@city.kanazawa.lg.jp